

公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊関東補給処古河支処  
会計課長 土井 雄介

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4PSZ1BE10010	4PSX1AN0259 0001	494028297805	EE-C149013
品名 または 件名			
高圧洗浄機 中 (エンジン式)			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
20.00	UN		
納地または工事場所		引渡場所	
関東処 古河支		古河支 施保分課 (内731)	
搬入場所		納期または工期	
古河支 施保分課 (内731)		令和7年3月31日 (月)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊古河駐屯地 関東補給処古河支処会計課事務室  
関東補給処古河支処ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eade/tyokai/koga/HP/toppage.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和7年3月7日(金)9時30分 陸上自衛隊古河駐屯地2号庁舎1階 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - 資本関係がある場合  
次の(A)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施工規則(平成18年法務省令第12条)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。  
(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。)が、他方の会社の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は除く。)

(8) 競争参加資格の年度は、令和04・05・06年度とする。

(9) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。

8 入札の方法

(1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

(2) 郵便入札は「可」とする。

作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日が閉庁日の場合は閉庁日前直近の開庁日)の15時00分までに古河支処会計課に必着とし発送者の責により到着の確認をすること。

9 落札決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

(1) 第2項及び第7項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札

(2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか判読しがたい入札

12 契約書等の作成

落札者は落札決定後、契約金額により遅滞なく「陸上自衛隊補給処等用標準契約書」等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書等の割印及び袋とじは実施しない。

13 適用する契約条項

本件において適用する契約条項は、「陸上自衛隊補給処等用標準契約書」中の「物品売買契約条項」等とする。

14 その他

(1) 「入札及び契約心得」及び「陸上自衛隊補給処等用標準契約書」等について承諾のうえ参加するものとする。

(2) 入札時には必ず「競争参加資格決定通知書」(写)を提出するものとする。

(3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。

(4) 同等品で入札を行う場合は、「同等品判定依頼書」を提出して官側の承認を得ること。

(提出期限：令和7年3月3日(月)12時00分までに会計課契約班まで)

15 問い合わせ先

(1) 入札に関する事項

〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195

関東補給処古河支処総務部会計課契約班 岡田

電話 0280-32-4141(内線452 FAX576)

(2) 仕様に関する事項

〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195

関東補給処古河支処施設部補給整備課 小松原

電話 0280-32-4141(内線719)